

第2期八街市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市教育振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づき、八街市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、学校教育関係者及び専門家等の意見を反映させるため、八街市教育振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、専門的な立場や幅広い視点から助言や提言を行う。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 市PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が特に必要があると認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、教育部教育総務課長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。